

契 約 図 書 (起 工)

工 事 名： 鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物管理型最終処分場建設工事(第Ⅰ期)(土木施設工事)

工事箇所： 鳥取県米子市淀江町小波

位置図

0 100 200 400 600 800



メートル 1:20,000



数量総括表（1）

工 種	種 別	細 目	規 格	単位	数量	摘要
造成工						
	プレロード盛土工					
		プレロード盛土工		式	1	場内・ 既設一廃処分場側押え盛土
		掘削工	碎石置換え部	m3	11,000	
		碎石置換え	C-40	m3	11,000	
		掘削工	県道法面部	m3	900	
	造成土工					
		掘削工		m3	56,300	
		盛土工	盛土法面（県道側） 4.0m≦W	m3	2,600	
		盛土工	盛土法面（西側） W<2.5m	m3	390	
		盛土工	盛土法面（西側） 2.5m≦W<4.0m	m3	810	
		盛土工	盛土法面（西側）、場内 4.0m≦W	m3	8,200	
		盛土工	貯留構造物 4.0m≦W	m3	5,600	購入土
		盛土工	区画堤 4.0m≦W	m3	410	購入土
		埋戻工	4.0m≦W	m3	120	
		埋戻工	1.0m≦W<4.0m	m3	120	
	県道取付道路工					
		掘削工	県道法面部	m3	1,600	
		路床盛土工	4.0m≦W	m3	4,200	購入土
		床掘工		m3	360	
		埋戻し工	1.0m<W≦4.0m	m3	110	購入土
		埋戻し工	1.0m<W	m3	110	購入土
		防草コンクリート	t=7cm 18-8-20	m2	127	
		植生シート		m2	110	
		法面整形	盛土	m2	170	
		L型擁壁設置	H=1.0m	m	8	
		〃	H=1.5m	m	12	
		〃	H=2.0m	m	10	
		〃	H=2.3m	m	10	
		〃	H=2.5m	m	8	
		〃	H=2.8m	m	14	
		〃	H=3.25m	m	4	

数量総括表（2）

工 種	種 別	細 目	規 格	単位	数量	摘要
		2号L型擁壁設置	1. 0m<H≦2. 0m	式	1	
		〃	2. 0m<H≦3. 5m	式	1	
		2号L型擁壁購入費		式	1	
		2号L型擁壁嵩上げCo工		式	1	
		防護柵設置工	Gr-C-4E 土中式	m	110	
		防護柵設置工	Gr-C-2B コンクリート建込み	m	78	
		ガードレール基礎設置	Gr-C-2B プレキャスト基礎	m	60	
			プレキャスト基礎	個	30	
		ガードレール基礎設置	Gr-C-2B 2号プレキャスト基礎	m	20	
			2号プレキャスト基礎	個	10	
		安定処理工	バックホリ混合 構造物基礎(H≦1m)	m ²	15	添加量150kg/m ³ 固化材100m ² 当り使用量7. 5t
			バックホリ混合 構造物基礎(1m<H≦1m)	m ²	95	添加量150kg/m ³ 固化材100m ² 当り使用量28. 5t
		県道歩道部	既設県道歩道部撤去復旧工	式	1	
		As葺処分費		t	0. 9	㈱丸福
遮水工						
	遮水工					
		遮水工 (底面部のみ)		m2	3, 738	パターンA
		遮水工 (底部～EL31. 0)	底部除く	m2	3, 249	パターンB
		遮水工 (EL31. 0より上部)	EL31. 0除く	m2	6, 874	パターンC
		漏えい検知システム	電気式 A=7, 000m ²	式	1	底面+最下段法面
		モルタル吹付工	t=10cm	m2	316	
	シート固定工					
		固定工	貯留堤天端部	m	88	
		〃	天端部	m	255	
		〃	小段部	m	627	
		〃	法面部	m	45	
	基面整正・法面整形工					
		基面整正	土砂	式	1	
		法面整形工	切土	式	1	
		〃	盛土	式	1	
	保護工	路体盛土	保護砂 t=50cm	m3	710	購入土
	構造物部遮水シート固定工					

数量総括表 (3)

工 種	種 別	細 目	規 格	単位	数量	摘要
		シート貫通部シート固定工	1-1区画	箇所	1	遮水工含む
		〃	1-2区画	箇所	1	遮水工含む
		ピット外周固定工		m	20.7	遮水工含む
雨水排水工						
	作業土工 (雨水集排水工)					
		床掘	標準	式	1	
		埋戻し	1.0m<W	式	1	
		埋戻し	1.0m≦W<4.0m	式	1	
		基面整正		式	1	
	排水側溝・排水管					
		雨水U型側溝	(1)PU1-300*300	m	377	
		落蓋式側溝	(2)300*300	m	43	T-25横断用グレーチング蓋
		〃	(3)300*400	m	52	T-25横断用グレーチング蓋
		〃	(4)400*400	m	58	
		〃	(5)500*600	m	83	T-25横断用グレーチング蓋
		自由勾配側溝(縦断用)	(6)300*300	m	28	
		〃	(7)300*400	m	24	
		〃	(8)300*500	m	16	
		〃	(9)400*500	m	81	
		〃	(10)400*600	m	30	
		〃	(11)400*700	m	17	
		〃	(12)600*900	m	20	
		自由勾配側溝(土留用)	(001)500*1100	m	12	
		〃	(002)500*1200	m	4	
		自由勾配側溝(横断用)	(13)300*400	m	36	T-25横断用グレーチング蓋
		〃	(14)300*500	m	10	T-25横断用グレーチング蓋
		〃	(15)400*500	m	27	T-25横断用グレーチング蓋
		〃	(16)500*600	m	18	T-25横断用グレーチング蓋
		〃	(17)600*600	m	5	T-25横断用グレーチング蓋
		〃	(18)600*900	m	52	T-25横断用グレーチング蓋
		〃	(19)700*900	m	2	T-25横断用グレーチング蓋
		〃	(20)700*1000	m	4	T-25横断用グレーチング蓋

数量総括表 (4)

工 種	種 別	細 目	規 格	単位	数量	摘要
		インバートコンクリート	18-8-20	式	1	
		高密度ポリエチレン管敷設工	Φ200 (無孔管：シグマ構造)	m	8	
		〃	Φ300 (無孔管：シグマ構造)	m	4	
		〃	Φ400 (無孔管：シグマ構造)	m	56	
		〃	Φ700 (無孔管：シグマ構造)	m	23	
	集水桝					
		集水桝設置工 (作業土工含む)	グレートシグマ 蓋 T-2 500×500×(平均)500	箇所	2	コンクリート量 蓋重量 V=0.25m ³ /個, 28.1kg/組
		〃	グレートシグマ 蓋 T-25 500×500×(平均)645	箇所	11	内、5箇所は作業土工なし V=0.30m ³ /個, 46.0kg/組
		〃	蓋なし 500×500×500	箇所	1	V=0.26m ³ /個
		〃	グレートシグマ 蓋 T-25 600×600×(平均)767	箇所	3	V=0.43m ³ /個, 67.4kg/組
		〃	蓋なし 600×600×700	箇所	1	V=0.41m ³ /個
		〃	グレートシグマ 蓋 T-25 700×700×(平均)900	箇所	2	V=0.52m ³ /個, 82.7kg/組
		〃	グレートシグマ 蓋 T-25 700×700×1450	箇所	1	V=1.13m ³ /個, 82.7kg/組
		〃	グレートシグマ 蓋 T-25 800×800×(平均)1013	箇所	4	V=0.88m ³ /個, 117.9kg/組
		〃	グレートシグマ 蓋 T-25 900×900×(平均)1770	箇所	5	V=1.64m ³ /個, 142.2kg/組
		足掛け金物	足掛け金物 幅156*Φ19mm	本	26	
	洗車場排水管工事	洗車場排水管設置工事 (作業土工含む)		式	1	
		マンホール工	No2	式	1	
		マンホール工	No3	式	1	
	県道歩道巻込み部					
		既設県道歩道巻込み部 撤去復旧工事	(作業土工含む)	式	1	
		As設処分費		t	3	㈱丸福
		Co設処分費		t	6	㈱丸福
浸出水集排水工						
	管敷設工					
		内圧用 高耐圧ポリエチレン管敷設工	φ1000	m	17	幹線(無孔管, 溝型基礎)
		〃	φ800	m	22	幹線(無孔管, 溝型基礎)
		高耐圧ポリエチレン管敷設工	φ800	m	103	幹線(有孔管, 突出型基礎)
		〃	φ600	m	29	枝線(有孔管, 突出型基礎)
		〃	φ500	m	39	枝線(有孔管, 突出型基礎)
		〃	φ450	m	43	枝線(有孔管, 突出型基礎)
		〃	φ350	m	10	枝線(有孔管, 突出型基礎)

数量総括表 (5)

工 種	種 別	細 目	規 格	単位	数量	摘要
		〃	φ 300	m	24	枝線(有孔管, 突出型基礎)
		φ 200浸出水集排水管	高密度ポリエチレン管 φ 200(タプル)	m	263	有孔管 (法面部)
		堅型集排水管(底部)	ガス抜き施設 Φ 200、ふとん管	箇所	6	
		堅型集排水管(小段部)	ガス抜き施設 Φ 200, 150、ふとん管	箇所	3	
	管材調書 (管材購入費)			式	1	
	浸出水集水ピット築造工					
		浸出水集水ピット築造工		箇所	1	
		集水ピット内防食塗装工		式	1	
	シート貫通部築造工					
		浸出水集水管 シート貫通部築造工	1-1区画	箇所	1	
		〃	1-2区画	箇所	1	
地下水集排水工 (溝形基礎)						
	作業土工 (地下水集排水工)					
		床掘	標準	式	1	
		埋戻し	1.0m<W	式	1	
		埋戻し	1.0m≦W<4.0m	式	1	
		基面整正		式	1	
	管敷設工					
		高耐圧ポリエチレン管管敷設工	φ 700	m	71	底部：幹線 (無孔管)
		〃	φ 500	m	8	底部：幹線 (無孔管)
		高耐圧ポリエチレン管管敷設工	φ 400	m	137	底部：幹線 (無孔管)
		高密度ポリエチレン管管敷設工	φ 250	m	44	底部：幹線 (有孔管)
		〃	φ 200	m	510	底部：枝線 (有孔管) 法面部：枝線 (有孔管)
	管材調書 (管材購入費)			式	1	
	φ 700既設排水管接続工	φ 700既設接続管防護基礎工 (作業土工含む)		式	1	
	工事中沈査池築造工	工事中沈査池築造工 (作業土工含む)		式	1	
雑工						
	コンクリート舗装工	コンクリート舗装	t=15cm		1,070	
	As舗装工					
		表層	再生密粒度As (13) t=5cm	m ²	1,660	
		上層路盤	M-40 t=15cm	m ²	1,660	
		下層路盤	RC-40 t=20cm	m ²	1,660	

数量総括表（6）

工 種	種 別	細 目	規 格	単位	数量	摘要
		不陸整正		式	1	
	両開き門扉設置工					
		門扉（両開き）		基	1	
		門扉（材料費）		基	1	
		門扉基礎工	コンクリート基礎 （□700×900）	式	1	
	洗車設備工	洗車設備躯体工		箇所	1	
	構造物取壊し工					
		構造物とりこわし工	無筋構造物 機械施工	m ³	81	
		〃	鉄筋構造物 機械施工	m ³	60	
		殻運搬 Co（無筋）	構造物とりこわし L=0.8km	m ³	81	
		殻運搬 Co（鉄筋）	構造物とりこわし L=0.8km	m ³	60	
		Co殻処分費	無筋	t	191	㈱丸福
		〃	鉄筋	t	149	㈱丸福
場内土砂運搬						
		土砂等運搬	L=0.3km以内	式	1	現場→現場内仮置場
		押土（ルーズ）		式	1	
		整地	残土受入れ地での処理	式	1	
仮設工						
	交通管理工	交通誘導警備員B		式	1	
運搬費		重建設機械分解組手輸送	バックホウ系 山積1.0以上1.4m以下	回	1	
		重建設機械分解組手輸送	ダンプ・ダンプ系 21t級超え44t級以下	回	1	
準備費		運搬（伐竹）	L=21.8km	m ³	69	
		運搬（竹根）	L=21.8km	m ³	35	
		伐竹処分費		t	35	㈱赤松産業大山工場
		竹根処分費	泥付き	t	24	㈱赤松産業大山工場
技術管理費		ベントナイト混合土 品質管理試験費		式	1	対象外：（共）+（現）+（一）
		ベントナイト混合土 現場品質管理試験費		式	1	対象外：（共）+（現）+（一）
		環境庁告示第46号 溶出試験	六価クロム	検体	2	対象外：（共）+（現）+（一）

現場説明書

1

令和7年5月15日以降調達公告適用

工程	① （他工事等との調整） _____については、_____と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ② （部分完成、着工保留） _____については、_____まで_____実施しないこと。 ③（施工時間） 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：00～17：00）を見込んでいる。
用地関係	①（用地、物件等未処理） 本工事区間には民有地があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、<u>本工事の着手に併せて賃貸借契約を締結する</u>予定である。
支障物件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、未調査である。 現場着手までに各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ②（支障物件） 本工事の施工に当って、隣接する一般廃棄物処分場の転所等が支障となっているが、<u>R9年3月頃</u>までに移設が完了する見込である。 予定どおり移設できなかった場合は別途協議する。
安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員 A _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 <u>工事全体合計 _____人・日</u> 交通誘導員 B _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 <u>工事全体合計 _____人・日</u> 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
濁水処理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知） https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf）に基づいて適正に処理すること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 ①（現場内流用） 建設発生土は<u>現場内仮置場</u>に運搬（片道運搬距離<u>0.3km</u>）するものとする。 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ①（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。 なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊（無筋）1m³当り _____円 7,715円 コンクリート塊（鉄筋）1m³当り _____円 15,500円 アスファルト塊 1m³当り _____円 185円 建設発生木材 1m³当り _____円 _____円

建設副産物の処理	⑪（建設発生木材の出来形数量） 建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>規 格</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生木材 運搬量</td> <td>現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。</td> <td>運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量（体積(空m3)）が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。</td> <td>  折れ点を2点以上設ける 平均的な断面 </td> </tr> <tr> <td>建設発生木材 搬出量</td> <td>マニフェスト又は伝票管理を行うこと。</td> <td>運搬車全数の管理を行うこと。</td> <td>伝票は処分業者が発行したものでなければならない。</td> </tr> </tbody> </table> ⑫（マニフェスト） 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。	工 種	項 目	規 格	摘 要	建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量（体積(空m3)）が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	 折れ点を2点以上設ける 平均的な断面	建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。
	工 種	項 目	規 格	摘 要									
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量（体積(空m3)）が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	 折れ点を2点以上設ける 平均的な断面										
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。										
建設副産物の使用	①（建設発生土の使用） _____ 工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____ に使用する。 ②（再生資材の使用） ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削残等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。 ウ 再生クラッシュラン〔規格：Rc-40〕は、使用箇所：下層路盤、基礎路盤等を使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS-_____〕は、使用箇所：_____ に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：13〕は、使用箇所：表層工に使用する。 カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____ に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。												
農地の利用	①（農地の一時転用について） 本工事を施工するために必要な現場事務所、資材置場等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。												
その他	①（工事名称） 工事標示板に記載する名称は、<u>契約名</u>とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。 ②（景観評価） ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔ではない〕。 イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。 ③（監督体制） 本工事の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。 重点監督の工種は浸出水集水ピット築造工とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。												

④（三者協議）

本工事は、重点監督工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

⑤（技能士常駐）

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別：鉄筋施工技能士、該当工種：浸出水集水ピット築造工、特記事項根拠：1,2頁

イ 技能士種別：型枠施工技能士、該当工種：浸出水集水ピット築造工、特記事項根拠：1,2頁

なお、施工計画書の作成段階で技能士が必要な該当工種が見つかった場合、技能士の可否を含め監督員と協議すること

⑥（電子納品）

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

オンライン電子納品を実施する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領（令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知）に従うこと。

⑦（情報共有システム）

情報共有システム（以下「システム」という。）を利用すること。

ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑧（寒中コンクリート）

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑨（建設機械の賃料の採用単価）

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン及び高所作業車以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・~~有り~~〕

イ ラフテレーンクレーン及び高所作業車について、~~1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。~~

本工事のブレイクスト擁壁設置工、浸出水集水ピット築造工等で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格25.16t吊）の採用単価は（~~長期割引単価~~・通常単価）（建設物価8月号, 809項）を採用し、本工事の 工で使用を想定している高所作業車（規格 ）の採用単価は（~~長期割引単価~~・通常単価）（建設物価 月号、 頁）を採用している。

その他

⑩（現場環境改善）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事としない。

⑪（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温 35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑫（遠隔臨場）

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

⑬（現地着手の時期について）

林地開発の許可条件である下流水路改修の完了まで現場内作業（着工前測量は除く）は実施しないこと。

なお、下流水路改修の完了はR8年10月末を予定しているが、予定期間内に完了しない場合は工事中止を含め発注者と協議の上対応方針を決定すること。

⑭（県道取付道路の通行について）

県道取付道路は隣接する一般廃棄物処分場への進入路も兼ねるため、令和9年4月末までには通行が可能な状態に仕上げる必要がある。

このため、必要な資機材の段取りを速やかに実施すること。

⑮（百塚88号墳について）

本工事区域内にある百塚88号墳は復元展示を予定しており、本工事で遺物（石材や土砂）等の仮移転を想定しています。

仮移転の時期や対応方針等については事前に発注者に確認の上対応すること。

⑯（構造変更について）

本工事の県道取付道路工について現在構造見直し（歩道部の舗装構成、雨水排水路の勾配など）を実施しているところである。構造変更の詳細が決定した段階で、発注者より構造変更に係る指示を実施することとする。

構造変更に関する数量の増減、単価の減については設計変更の対象とする。

⑰（Ⅱ期工事との調整について）

Ⅱ期工事実施時に手戻りが予想される事象や、先行実施することで全体コストの縮減に繋がる提案がある場合は、発注者と協議の上実施すること。

調整により生じた数量の増減については設計変更の対象とする。

⑱（追加工事について）

現地精査の結果により、本工事で対応する工種が生じる可能性がある。

追加工事に関する数量の増については設計変更の対象とする。

⑲（交通誘導警備員の数量について）

交通誘導警備員の数量は、資機材の搬入や、県道内での作業を想定し、概算数量としているため、設計変更の対象とする。

受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、発注者と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。

なお、延べ配置人員の算出は、国等が定める作業日当たり標準作業量等から想定、又は、資機材の搬入計画から算出するものとする。

⑳（共通仮設費の算定について）

共通仮設費について、発注時は公園工事（令和7年度土木工事標準積算基準書：国土交通省）を使用するが、最終精算時には令和3年3月31日付廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金交付要綱の取り扱いについて（通知）に基づき、積上げにより算出する予定である。

このため、共通仮設費に該当する項目について見積等の提出を指示する場合があるため、契約締結後発注者と対応方針について事前協議すること。

その他

鳥取県環境管理事業センター
産業廃棄物管理型最終処分場建設工事（第Ⅰ期）

発注仕様書（土木施設工事編）

令和8年9月9日

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

目 次

第 1 章 総則	- 1 -
第 1 節 計画概要	- 1 -
1. 工事名称	- 1 -
2. 工事場所	- 1 -
3. 工期	- 1 -
4. 施工規模	- 1 -
5. 工事範囲	- 1 -
第 2 節 一般事項	- 2 -
1. 設計図書	- 2 -
2. 適用範囲	- 2 -
3. 疑義	- 2 -
4. 用地関係	- 2 -
5. 施工計画	- 2 -
6. 設計変更	- 3 -
7. 協議図書	- 3 -
8. 承諾図書	- 3 -
9. 材料及び機器	- 3 -
10. コンクリート再生骨材の使用について	- 3 -
11. 現場代理人及び主任技術者・監理技術者	- 4 -
12. 工事実績情報の登録	- 4 -
13. 施工体制台帳及び施工体系図	- 4 -
14. 委託または下請負	- 4 -
15. 許認可申請等	- 4 -
16. 費用の負担	- 5 -
17. 工事写真	- 5 -
18. 保証	- 5 -
19. 提出図書	- 6 -
20. 関係法令の遵守	- 6 -
21. 検査及び試験	- 8 -
22. 中間検査	- 9 -
23. 完成検査	- 9 -
24. 引渡し	- 9 -
25. 仮設工事等	- 9 -

26.	事故処理	- 10 -
27.	工事関係書類	- 10 -
28.	作業時間	- 10 -
29.	安全対策	- 10 -
30.	危険防止対策	- 11 -
31.	工事打ち合わせ	- 11 -
32.	工事標識	- 11 -
33.	特定建設資材廃棄物の処理条件	- 11 -
34.	建設副産物の処理条件	- 11 -
35.	環境配慮対策	- 11 -
第 2 章 特記仕様 -----		- 13 -
第 1 節 一般事項 -----		- 13 -
1.	工事測量	- 13 -
2.	ボーリング調査	- 13 -
3.	土砂運搬等	- 13 -
4.	基礎工	- 13 -
5.	法面工	- 14 -
6.	コンクリート工	- 14 -
7.	鉄筋工	- 16 -
8.	型枠工	- 17 -
9.	排水工	- 18 -
第 2 節 特記事項 -----		- 19 -
1.	貯留構造物工	- 19 -
2.	造成工事	- 19 -
3.	遮水工事	- 21 -
4.	電氣的漏えい検知システム	- 25 -
5.	地下水集排水施設工事	- 25 -
6.	雨水集排水施設工事	- 26 -
7.	浸出水集排水施設工事	- 26 -
8.	埋立ガス処理施設工事	- 27 -
9.	道路工事	- 28 -
10.	門設備工事	- 28 -
11.	タイヤ洗浄設備工事	- 28 -
12.	準備工事	- 28 -
13.	仮設工事	- 29 -

第1章 総則

本仕様書は公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが発注する「鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物管理型最終処分場建設工事（第Ⅰ期）」（以下「本工事」という。）のうち、土木施設工事に適用する。

なお、本工事のうち、浸出水処理施設等工事については、別途「発注仕様書（浸出水処理施設等工事編）」を参照すること。

第1節 計画概要

1. 工事名称

鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物管理型最終処分場建設工事（第Ⅰ期）

2. 工事場所

鳥取県米子市淀江町小波

3. 工期

着工日から令和11年3月16日まで

4. 施工規模

埋立面積：約 10,750 m²

埋立容量：約 74,000 m³

別途工事：浸出水処理施設 処理能力 35 m³/日

5. 工事範囲

- ・貯留構造物工事
- ・造成工事（プレロード工含む）
- ・遮水工事
- ・電氣的漏えい検知システム
- ・地下水集排水施設工事
- ・雨水集排水施設工事
- ・浸出水集排水施設工事（集水ピット含む）
- ・埋立ガス処理施設工事
- ・道路工事
- ・タイヤ洗浄設備工事
- ・準備工事
- ・仮設工事

第2節 一般事項

1. 設計図書

本工事の設計図書は、以下に示すとおりとし、最新版を使用すること。

- 1 本仕様書
- 2 詳細設計図書（設計図面、数量計算書等）
- 3 土木工事共通仕様書（鳥取県）
- 4 その他図書（産業廃棄物処理施設設置許可申請書、生活環境影響調査書、地質調査報告書、測量成果等）
- 5 その他、発注者が指定する監督員（以下、「工事監督員」という）が指定するもの

2. 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容を定めるものであり、採用する資機材等は、必要な機能と規模を有するものでなければならない。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事により建設する施設（以下、「本施設」という。）の目的達成のために必要な資機材等、または施工上当然必要と思われるものは、設計図書の記載の有無に関わらず受注者の責任において完備しなければならない。

3. 疑義

本仕様書と詳細設計図書の内容に疑義がある場合は、工事監督員と協議すること。

協議結果は、文書とし保管すること。また、本工事施工のために必要な場合は、所定の手続きにより、図書（測量調査、地質調査報告書、詳細設計図書等）の貸し出しが可能である。

4. 用地関係

- ・発注者が確保した用地内において、本工事以外の目的で受注者が使用する場合は、工事監督員の承諾を受け、工事完了後は原則として原形に復元すること。
- ・発注者が確保する以外で、受注者が施工時に必要とする工事用地等については、工事監督員と協議のうえ、受注者の責任において確保しなければならない。なお、この用地については、必要に応じて土地所有者及び関係者との間に契約等を結ばなければならない。
- ・境界杭は、必要に応じて工事監督員の立会のうえ設置すること。また、現存する境界杭は保存に努めること。

5. 施工計画

- ・受注者は契約締結後、速やかに施工計画書及び全体工事工程表を工事監督員に提出しなければならない。なお、重要な変更が生じた場合は、変更施工計画書を提出しなければならない。

- ・本工事の施工にあたり、受注者は本仕様書並びに詳細設計図書、工事請負契約書及びその他関連諸法令規則等を遵守しなければならない。
- ・施工計画書の作成は、本工事の意義を十分に理解し、周辺環境の保護・保全に配慮した計画とすること。

6. 設計変更

設計変更は、本施設の目的達成のために必要な設備、または工事の性質上当然必要とする事項について、発注者との協議書により承諾を受けた場合は、部分的に可能とする。

また、機能及び内容が原設計より下回らないことを原則とし、受注者が設計変更にとまなう資料等を整理し、工事監督員と協議すること。

7. 協議図書

受注者は、設計変更の対象と想定される項目は、協議書に当初数量と変更数量を示し、理由、検討書等を作成し、工事監督員と協議を行うこと。

8. 承諾図書

受注者は、使用する材料及び機器の購入については、工事着手前にあらかじめ承諾図、検討書等を作成し、工事監督員の承諾を受けること。

9. 材料及び機器

使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工事規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

また、日本国内で製造、組立てた製品の使用を原則とするが、仕様規格品以外の製品を使用する場合は、規格値を下回らないこととし、実績表、工法、仕様等を明示のうえ、工事監督員の承諾を受けなければならない。

海外調達材料及び機器等を使用する場合は以下に示す内容を原則とし、事前に工事監督員の承諾を受けること。

- (1) 本仕様書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- (2) 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- (3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において工事監督員が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- (4) 日本国内に代理店等を有するなど、引渡後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- (5) 国内の類似施設への納入実績があること。

10. コンクリート再生骨材の使用について

- ・コンクリート再生骨材を路盤用材料等に使用する場合は品質確保は、「土木工事共通仕

様書（鳥取県）」に準ずるものとする。

- ・コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によることができる。確認の頻度は、製造施設毎に年2回以上（施工前6ヶ月以内の試験結果による確認）とする。なお、品質については、事前に確認すること。
- ・コンクリート再生骨材を路盤等に使用する場合は、基本的に100%使用するものとする。施工時期が確定した時点で、再資源化施設に供給量の確認を行い、施工協議簿に別途配布の「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告すること。
- ・本工事におけるコンクリート再生骨材の使用は、施工時期が確定した時点で、再資源化施設の供給量確認を行い、供給量が不足する場合は、工事監督員に報告すること。

11. 現場代理人及び主任技術者・監理技術者

受注者は、契約と同時に現場代理人及び、主任技術者または監理技術者を定め、その他の主要な使用人の経歴書及び職務分担表を添えて発注者に届け出なければならない。

現場代理人は、工事現場に常駐し、工事監督員の指示に従い工事現場を取り仕切り、本工事の目的をよく理解し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

主任技術者または監理技術者は、工事監督員と緊密な連絡をとり、施設の機能に関する全ての事項を処理しなければならない。

12. 工事实績情報の登録

受注者は、工事受注時または変更時において、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請することができるものとする。また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを工事監督員へ提出すること。

13. 施工体制台帳及び施工体系図

受注者は、「施工体制台帳の作成等について(通知) 平成7年6月20日 建設省経建発第147号、最終改正：令和4年12月28日」にしたがって、適切な措置を講じること。

14. 委託または下請負

受注者は、工事の全てまたは大部分を第三者に委託、または請け負わせてはならない。各工種における下請業者については、受注者の責任において選定するものとする。

15. 許認可申請等

(1) 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業

本工事は、環境省の廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金の対象事業であるため、受注者は交付要綱等に係る必要書類の作成に協力すること。作成時期、内容等については、発注者の指示に従うこと。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

本施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理施設設置許可済の施設のため、本工事の施工に当たっては、その内容に留意して行うこと。

(3) その他関係法令等

工事範囲において発注者が、関係官庁への許可申請、報告、届出等を行う場合、受注者は、書類作成等について協力し、その費用を負担すること。なお、手続に際しては、予め工事監督員に書類を提出し、必要に応じて承諾を受け、遅延なく行うものとする。

16. 費用の負担

材料及び工事の検査、工事施工にともなう測量調査、試掘等、諸手続に必要な費用等、本施設引渡しまでに要する費用は、原則、受注者の負担とする。

17. 工事写真

工事着工前に工事写真撮影要領書を作成のうえ、工事監督員の承諾を受けること。

工事写真は、工事名、撮影対象物、場所等を記入のうえ提出すること。

なお、次の(1)～(4)の写真は、電子データとして提出すること。また、工事着工前、工事中、工事完了時の全景写真は、ドローンを用いた航空写真とし、全景を入れた写真とすること。

(1) 工事着工前

全景を2方向以上から撮影すること。また、境界等で現場施工状況を確認するために必要と思われる地点を工事着工後ただちに撮影すること。

(2) 工事中

主要部分及び不可視部となる箇所をその都度撮影すること。いずれも寸法を明示するため箱尺等を添えるとともに、完成後、現場が確認できるような特定の地物を背景に入れ、位置の明示を考慮して、小黑板を設置して撮影すること。(出来形を確認できるもの)

(3) 事故発生時

必要箇所を全て撮影すること。

(4) 工事完了時

工事完了時の全景を2方向以上より撮影すること。

18. 保証

本施設の保証期間は、引渡し後2年間とする。

保証期間中に生じた施工、材料及び構造上の欠陥、破損及び故障等により、本仕様書に示す性能・機能を満たすことができない事態が生じた場合は、受注者の負担にて速やかに改善しなければならない。

ただし、発注者の誤操作、天災などの不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

19. 提出図書

(1) 施工承諾図書

受注者は、本工事の工事着手前に施工計画書を提出し、工事監督員の承諾を受けること。
また、工種の追加や変更を実施するにあたっては、工事に関する協議書等（使用資機材の決定、試験の実施等を含む）を提出し工事監督員の承諾を受けてから着手すること。

工事に関する協議書等の提出時期は、工事監督員の審査期間、審査結果に対する協議期間（修正及び検討期間を含む）等を見込んで設定すること。（協議書等の回答は原則として2週間以内とする）

(2) 完成図書

受注者は、工事竣工時に完成図書として以下に示す図書の提出を原則とするが、内容及び部数等については、事前に工事監督員と協議のうえ決定すること。

- ・ 竣工図（A1判、A3判図面の見開き製本）A1判1部 A3判2部
- ・ 電子ファイル（竣工図等）一式
- ・ 変更図書及び検討書1部
- ・ 試験成績表（強度、品質）1部
- ・ 品質管理・出来形図1部
- ・ 資材搬入書類（搬入簿・伝票含む）1部
- ・ 変更設計計算書（水理・容量・構造・安定・工事設計書等）1部
- ・ 精算数量計算書 1部
- ・ 工事進捗状況報告書 毎月1部（実施工程表、進捗状況表、状況写真（定点）等添付）
- ・ 工事写真1部
- ・ 写真データ一式
- ・ 完成写真（製本）各1部
- ・ 承諾図書類（材料、施工等）一式
- ・ 打合せ議事録1部
- ・ 諸官庁許可書類、諸官庁届出書類 必要部数
- ・ 各種保証書一式
- ・ 説明用資材等（施設の全体模型、遮水工模型（ケース入）等） 一式
- ・ その他工事監督員の指示する図書 一式

製本のとりまとめ書式は、工事監督員の指示を受け、作成にかかる費用は、全て受注者の負担とする。

20. 関係法令の遵守

本工事の施工にあたっては以下に示す主な関係法令及び諸法規、基準等を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 廃棄物最終処分場性能指針

- (3) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領
- (4) 環境基本法
- (5) 水質汚濁防止法
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 騒音規制法
- (9) 振動規制法
- (10) 土壌汚染対策法
- (11) ダイオキシン類対策特別措置法
- (12) 鳥取県関係条例及び同施行規則
- (13) 米子市関係条例及び同施行規則
- (14) 河川法
- (15) 森林法
- (16) 砂防法
- (17) 水道法
- (18) 道路法
- (19) 都市計画法
- (20) 景観法
- (21) 日本産業規格（JIS）
- (22) 日本農林規格（JAS）
- (23) 電気規格調査会規格（JEC）
- (24) 日本電機工業会規格（JEM）
- (25) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (26) 電気用品安全法
- (27) 電気事業法
- (28) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (29) 内線規定
- (30) 電力会社供給規定及び同取扱細則
- (31) 建築基準法、同施行令、同施行規則、同告示
- (32) 建設業法、同施行令
- (33) 建築士法、同施行令、同施行規則
- (34) 消防法、同施行令、同施行規則
- (35) 危険物の規制に関する政令、同規則
- (36) 浄化槽法
- (37) 日本建築学会 各工事標準仕様書・同解説

- (38)国土交通省公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)
- (39)国土交通省公共建築設備工事標準図(機械設備工事編、電気設備工事編)
- (40)国土交通省建築工事、機械設備工事、電気設備工事監理指針
- (41)建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- (42)建築設備耐震設計・施工指針(一般財団法人日本建築センター)
- (43)地方共同法人日本下水道事業団 一般仕様書(各工事)
- (44)地方共同法人日本下水道事業団 工事必携(各工事)
- (45)設計業務等共通仕様書
- (46)土木工事共通仕様書(鳥取県)
- (47)土木工事共通仕様書 特記事項(鳥取県)
- (48)土木学会コンクリート標準示方書
- (49)下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル
- (50)労働基準法
- (51)労働安全衛生法、同施行令、同施行規則
- (52)道路交通法
- (53)道路運送法
- (54)道路運送車両法
- (55)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (56)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネルギー法)
- (57)毒物及び劇物取締法
- (58)製造物責任法
- (59)公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (60)その他諸法令、基準、規格等に関する諸条件

21. 検査及び試験

工事に使用する主要資機材の検査及び試験は以下に示すとおり行うこと。

(1) 立会検査及び試験

指定主要資機材の検査及び試験は、原則として工事監督員の立会の上、実施すること。

ただし、工事監督員が特に認めた場合には、受注者が提示する検査(試験)成績表をもってこれに代えることができるものとする。

(2) 検査及び試験方法

検査及び試験は、工事監督員の承諾を受けた検査(試験)要領書に基づいて行うこと。

(3) 検査及び試験の省略

公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる資機材は、検査及び試験を省略することができるものとする。

(4) 工場検査

工事監督員が特に必要と認めた資機材は、工場検査を行うこと。

また、検査にあたっては、工事監督員の承諾を受けた検査要領書に基づいて行うこと。

(5) 費用負担

材料及び工事に係る検査及び試験の手続は、受注者で行い、これらに要する費用は受注者の負担とする。

22. 中間検査

本工事は、年度ごとの出来高を確認するための中間検査を実施する。中間検査の実施に当たっては、実施希望日の14日前までに工事監督員に報告すること。

23. 完成検査

受注者は、本仕様書に記載された工事範囲を全て完了し、かつ、関係法令に基づく検査に合格後、完成通知書を発注者に提出し、発注者が指定する検査員（以下、「検査員」という。）の完成検査を受けなければならない。

受注者は、完成検査の実施にあたって、検査項目、検査内容、検査方法、評価技術等を記載した「完成検査要領書」を作成し、工事監督員の承諾を受けるとともに、検査の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合や改良を要する部分が生じた場合は、受注者の責任において速やかに改善するものとし、これに要する費用は全て受注者の負担とするものとする。

24. 引渡し

工事竣工後、本施設を引渡しするものとする。

工事竣工とは、本仕様書に記載された工事範囲を全て完了し、「23.完成検査」により、所定の性能及び機能を確認し、検査員の合格確認が得られた時点とする。

25. 仮設工事等

- ・ 本工事に必要な仮設道路、仮設電気、仮設水道、仮設電話、仮設用水や現場事務所、作業員詰所、機材置場等については、敷地状況、工事条件等を十分に調査し、工事着工前に仮設計画書を作成のうえ工事監督員と協議すること。
- ・ 工事現場の周辺または工事の状況により、仮囲い、足場等を設け、安全管理に努めること。
- ・ 機械、資材等の搬入、搬出時間、搬入ルート等は、工事監督員と協議の上、工事現場周辺の交通量、浸出水処理施設工事車両等に十分配慮して検討すること。
- ・ 工事現場への進入道路は、一般廃棄物搬入車両（職員の出入含む）が通行することから、これらの車両を最優先として工事計画等を作成すること。また、必要に応じて看板等の設置などの対応を行うこと。なお、これらについては工事監督員と協議のうえ対応すること。
- ・ 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱そ

の他関係法令等に従い、適切な材料及び構造とすること。

- ・ 桢組足場及び単管足場の実施に当たっては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。なお、桢組足場及び単管足場を実施する場合には、安全ネットを取り付けること。
- ・ 工事中、公衆に影響を及ぼす行為（公害の発生や付近地権者との紛争を起こすような行為）のないよう十分な措置を講じなければならない。
- ・ 工事車両が公道、場内道路等を破損した場合は、工事監督員と協議し対応すること。
- ・ 造成工事施工時は、仮設沈砂池を設け、濁水が下流へ流出しないような対策を行うこと。
- ・ 受注者が設置する現場事務所及び付帯する駐車スペースは、受注者が確保すること。

26. 事故処理

本工事において事故が発生した場合は、速やかにその日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、その後の対応等について工事監督員に報告しなければならない。また、その事故が受注者の責任に帰する場合は、その補償等は受注者が負担するものとする。

27. 工事関係書類

協議事項は、工事打合簿を作成し、押印のうえ相互にその内容の確認をしなければならない。また、受注者は、工事関係資料を他に公表または貸し出しをする場合は、工事監督員の許可を得なければならない。

28. 作業時間

作業時間は、工事着工前に工事監督員と協議しその指示に従うこと。原則、夜間作業は行わないこととする。休日作業は、休日作業届を事前に工事監督員に提出すること。また、年末年始や夏期休暇、気象条件等により工事が所定の期間休止する場合は、工事現場の保安体制や緊急連絡先等を記載した届出書を工事監督員に提出すること。

29. 安全対策

- ・ 工事車両通行部で危険箇所と思われる場所には、看板等を設置のうえ、必要に応じて交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
- ・ 重機災害及び、構造物からの転落防止には特に注意すること。
- ・ 場内は常に安全、点検を十分に行い、工事を進めること。
- ・ 事前に工事車両搬入ルートを確認すること。特に地元住民の通行車両及び近隣他施設関係車両については、優先させるよう工事関係者に教育を行うこと。
- ・ 受注者は、安全訓練等を実施すること（内容については、工事監督員と協議し、または実施状況報告書の提出を行う）。
- ・ 受注者は、工事中大型の重機及び車両等が公道を通行する場合は、事前に工事監督員と協議し、通行量、通行時間帯、走行速度等を示したうえ、工事監督員の承諾を受け

るものとする。また、必要に応じて散水、清掃を行うこと。

- ・場内で土砂を仮置きする場合は、雨水等による土砂流出防止対策を十分に行うこと。

30. 危険防止対策

- ・電気設備・機器・仮設物の防災、交通安全、その他の危険防止対策については、十分に配慮すること。
- ・工事進捗に従い、不要となった資材・機器等は速やかに片付けを行うこと。
- ・地震、豪雨、豪雪等の災害発生時には緊急巡回を行い、その状況を把握し、適切な措置を講じ、その内容について工事監督員に報告すること。緊急巡回及び緊急時諸作業の詳細については、発注者及び受注者の協議により実施すること。
- ・高所作業については墜落制止用器具の着用を義務づけること。

31. 工事打ち合わせ

本工事に係る定例会議を 1 回/月実施すること。また開催日時及び場所等は、工事監督員、受注者と協議のうえ決定するものとする。

また、必要に応じて浸出水処理施設工事との連絡・調整のための全体会議（工事監督員、工事関係者等）を行うこと。

32. 工事標識

工事標識は、工事概要等を記載した工事標識板等を設置すること。また、建設業の許可票は、工事標識板に掲示するとともに、施工体系図、下請け業者の建設業許可票等を適切な箇所に掲示すること。

33. 特定建設資材廃棄物の処理条件

分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）は、再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。

34. 建設副産物の処理条件

本工事より発生する建設副産物の処理は、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設副産物における適正処理計画について記載すること。

35. 環境配慮対策

本工事では、次のとおり周辺環境に与える影響や負荷をできる限り小さくし、環境保全に配慮した計画とすること。

- ・環境に負荷の少ない資材、再生資材等の使用に努め、工事書類等は原則として再生紙を使用すること。
- ・この工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事のため、建設発生土や建設廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努めること。

- ・車両及び建設重機の運転にあたっては、不要なアイドリング、空ふかし、急発進等を止め、燃料消費及び排出ガスの削減を図ること。
- ・工事時における粉塵等の飛散防止対策、大雨時等下流への土砂流出防止対策を行うこと。
- ・工事で発生する騒音、振動には注意を払うこと。

第2章 特記仕様

第1節 一般事項

1. 工事測量

- ・受注者は契約締結後、速やかに水準点、基準点の設置及び中心線、縦横断等を確認し、工事監督員に報告しなければならない（地形の確認）。なお、仮水準点を設置するための基準点は、図面に示すものの他は、工事監督員の指示による。
- ・水準点及び基準点の設置は、開発区域内の沈下等変異のない位置に2箇所以上設置すること。
- ・区域外の用地杭、基準点、仮水準点及び重要な工事測量杭は、原則として移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合には、工事監督員の承諾を受けて移設することができるものとする。
- ・設置したやり形、丁張等について、工事監督員が施工上、必要期間の保存を指示した場合は、受注者はこれに応じなければならない。
- ・工事測量に要する費用は、全て受注者の負担とする。

2. ボーリング調査

- ・ボーリング調査は、既往資料を確認し、追加調査が必要な場合は、工事監督員と協議すること。
- ・ボーリング調査の結果、既往資料と大きく異なる場合は、工事監督員と協議の上、対策工の実施を検討すること。

3. 土砂運搬等

- ・土砂等の運土計画を作成し、工事監督員に提出すること。
- ・運土計画の実績量に対し、後日それを立証できるような資料を作成し提出すること（地形図、断面図、写真、ダンプ検収簿等）。
- ・掘削土は、その土質を十分調査のうえ、盛土材として使用すること。実施設計図書で想定されていない不良土が発生した場合は工事監督員の指示によること。
- ・発生した土砂は現場内仮置場にストックするものとする。なお、土砂の処分が必要となる場合、又は現場内仮置が困難な場合は工事監督員と事前に協議し対応方針を決定すること。

4. 基礎工

(1) 床掘

- ・床掘の施工は、地形及び現地の状況により安全な工法をもって、設計図面に示す目的物の深さまで掘り下げなければならない。
- ・床掘により、崩壊等のおそれがある場合、応急措置を行うとともに、速やかにその対

応等について工事監督員と協議すること。

- ・床掘仕上がり面の掘削は、地山を乱さないよう、かつ不陸が生じないように施工すること。
- ・床掘は、構造物の施工に支障のないよう、所定の深さに掘り下げること。
その際、構造物（L 型擁壁、集水ピット）の設置箇所の地盤面の状態を確認し、所定の地耐力があることを確認すること。
地耐力の確認の際、必要に応じて工事監督員の立会を得ること。
地耐力の確認方法、確認頻度、費用の取り扱いについては工事監督員と事前協議すること。
- ・床掘箇所における湧水及び滞水は、水替ポンプを設けるなどして排除すること。また、湧水等の規模が大きく床掘が困難な場合は、施工方法について事前に工事監督員と協議すること。
- ・施工上、やむを得ず、設計図面に示す断面を越えて床掘する必要がある場合は、事前に工事監督員と協議すること。

(2) 埋戻し

埋戻しは、良質土等により所定の高さまで十分突き固めながら施工すること。また、埋戻しは敷均し厚さ等の管理を行うこと。

(3) 基礎碎石

基礎碎石は、硬質で適当な大きさのものとすること。

(4) 碎石置き換え

碎石置き換えは、実施設計図書に示す範囲を基本とするが、現場にて想定地質ラインを確認した後、実施すること。現場での想定地質ラインが、実施設計図書と大幅に変化している場合は、工事監督員と協議し、対応を決めること。

5. 法面工

- ・法面は、表面が凹凸にならないように仕上げること。
- ・施工法面は展開図（三斜実測）を作成し、実績数量を算出すること。また、検査に際しては、測定位置にマーキングを行い、確認できるようにしておくこと。
- ・植生工は、施工前に法面の土壌硬度と pH 等を測定し、設計仕様が適切であることを確認すること。
- ・植生材は、使用材料承諾書を提出し、工事監督員の承諾を受けた後施工すること。また、受注者は植生が活着するまで責任を負うこと。

6. コンクリート工

(1) 一般事項

- ・コンクリート及び鉄筋コンクリートの施工は、土木学会制定のコンクリート標準示方書を遵守し施工するものとする。

- ・コンクリートは、輸送困難、僅少量以外の特別の事情がない限り、原則としてレディミクストコンクリートを使用するものとする。
- ・現場練り混ぜコンクリートを使用する場合は、計量、配合、練り混ぜ、打込等について、工事監督員の承諾を受けたうえで施工しなければならない。
- ・海砂は、原則として使用しないこととする。
- ・コンクリート打設時、流出する雨水の pH を測定し、必要に応じて pH の調整を行うこと。

(2) レディミクストコンクリート

1) 総則

レディミクストコンクリートを用いる場合には、原則として JISA5308 によらなければならない。

2) 工場選定

工場は、原則として JIS マーク表示許可工場で、かつコンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格をもつ技術者のいる工場から選定しなければならない。また、工場の選定は、現場までの運搬時間、コンクリートの製造能力、運搬車の保有台数、工場の製造設備、品質管理状態等を考慮して選定し工事監督員の承諾を受けること。

3) 品質についての指定

コンクリートを発注する場合には、設計強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法を指定しなければならない（表示は SI 単位系に統一すること）。

(3) 打設

- ・打ち込み前に打設箇所を清掃し、全ての雑物を除き、鉄筋を正しい位置に固定し、せき板を十分に濡らさなければならない。
- ・床掘部分の水は、打ち込みの前にこれを除かなければならない。また、床掘部に流入する水が新しく打設したコンクリートを洗わないよう、適切な方法でこの水を除かなければならない。
- ・コンクリートの運搬または、打ち込み中に、材料の分離を認めたときは、練り直して均等なコンクリートにしなければならない。
- ・コンクリートの打ち込み中、表面に浮かび出た水は、適当な方法で直ちにこれを除かなければならない。
- ・コンクリートは、打ち込み中及びその直後、突固めまたは振動で十分に締固め、コンクリートが鉄筋の周囲、型枠の隅々まで行き渡るようにしなければならない。なお、締固めは原則としてバイブレーターを使用するものとする。

(4) 打継目

- ・打継目は、水平または垂直に設けなければならない。
- ・打継目において、硬化したコンクリートの表面にゆるんだ骨材粒、品質の悪いコンク

リート、雑物が存在する場合は、これらを完全に取り除き、十分に吸水させ、旧コンクリート面にコンクリート中のモルタルを塗った後、直ちにコンクリートを打設し、旧コンクリートと密着するよう十分締固めなければならない。

(5) 養生

- ・打設後、コンクリートが有害な影響を受けないよう、露出面は養生用マット、ぬらした布等で覆うか、または散水等を行い、少なくとも標準養生期間、常に湿潤状態を保たなければならない。
- ・寒中におけるコンクリート打ち込みを実施する場合、凍結しないよう十分に養生し、特に風を防がなければならない。コンクリートの保護・保温方法については、工事監督員の承諾を受けること。

(6) 試験

- ・打設毎及び工事監督員が指示するコンクリート量以内ごと、及び特に工事監督員が必要と認めた場合にテストピースを採取し、1 週、4 週強度の破壊テストを行い、成績表を提出すること。試験は、日本工業規格に定められた方法によって供試体を採取し、指定する試験所で実施すること。
- ・強度試験の結果、所定の強度に達しなかった場合は、施工した構造物に対し荷重試験を行い、その結果によって、補強、一部改造または全改造すること。
- ・以上の試験、補強改造に要する費用は全て受注者の負担とする（供試体数量は工事監督員の指示を受けること）。

7. 鉄筋工

(1) 材料

鉄筋として用いる鋼材は、JIS G3112 異形丸鋼 SD295A、SD345 及び普通丸鋼 SR235 に適合したものとし、規格証明書のないものは試験結果成績書を提出し、承諾を受けるものとする。また、使用した材料のミルシートは保管し、提出できるよう整理すること。

(2) 加工

加工は、設計図面に指示した寸法、形状に正しく一致するように組み立てを考慮のうえ加工すること。加工時は、材料を傷つけないよう注意すること。

(3) 鉄筋

- ・鉄筋は、組み立て前に掃除して、浮錆、油類、ゴミ類等の、コンクリートの付着力を減ずる恐れがあると認められるものについては、全て除外すること。
- ・鉄筋を現場で仮置きする場合は、泥等が付着しないよう養生しなければならない。
- ・鉄筋は、正しい位置に配置し、コンクリート打設時に動かないよう十分堅固に組み立てること。
- ・鉄筋の交点は、直径 0.8 mm 以上のなまし鉄線または適当なクリップで緊結しなければならない。なお、必要に応じて適当な補助鉄筋を使用すること。

- ・鉄筋のかぶりを正しく保つために、適切な間隔にスパーサーを配置すること。材料は、コンクリート製またはモルタル製を基本とする。なお、これ以外のスパーサーを使用する場合は、工事監督員と協議しなければならない。
- ・組み立てた鉄筋の上を直接歩行する等は禁止とし、荷重を加えないよう保護すること。
- ・ガス圧接を行う場合は原則として、日本圧接協会制定の「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」により施工し、ガス圧接技術検定における試験方法及び判断基準による技量を有する圧接技量資格者とする。圧接部は超音波探傷試験を実施すること。
- ・鉄筋の組み立ては、コンクリート打設に先立ち、工事監督員の立会検査を受けること。また、検査後コンクリート打設まで長時間経過した場合は、打設前に再び検査を受けること。
- ・納入鉄筋は、設計図書及び規格証明書（ミルシート）と照合し、現場受入れ検査を実施すること。

(4) 継手

- ・設計図面に示されていない部分で、鉄筋の継手を設ける時は、位置及び方法について強度計算を行ってこれを定め、工事監督員の承諾を受けなければならない。
- ・鉄筋の重ね継手は、所定の長さを重ね合わせて直径 0.8 mm以上のなまし鉄線で数ヵ所緊結しなければならない。

8. 型枠工

(1) 材料

型枠は、木製または鉄製のひずみを生じる恐れのない材料を使用し、コンクリートに接する面は滑らかなものとする。

一度使用した型枠を再利用する場合は、コンクリート面に接する部分を清掃すること。

(2) 組み立て

- ・型枠は、打設するコンクリートの位置、形状、寸法に合わせ正しく組み立てること。
- ・型枠は、容易に組み立て及び取り外しができ、せき板及びパネルの継目はなるべく部材軸に鉛直または水平とし、モルタルが漏れない構造にしなければならない。
- ・コンクリートに埋め込みとなる箇所のセパレーターには、木片を使用してはならない。
- ・金属性セパレーター並びに締付け機は、型枠を取り外した後、コンクリート表面から 2.5cm 以上を切断してモルタルで埋めること。
- ・型枠は、コンクリート打設に先立ち、原則として工事監督員の立会検査を受けること。

(3) 塗布

- ・せき板内面に塗布する材料は、汚色を残さない鉱油または工事監督員が承諾したものを使用すること。
- ・塗布作業は、鉄筋を配置する前に行わなければならない。

(4) 脱型

- ・型枠の取り外しは、構造物に衝撃及び振動を与えないよう、極力静かに行うこと。
- ・型枠は、コンクリートを打ってから次表の期間を経過した後（目安）、または設計強度を確認後、工事監督員の承諾を受けたのち取り外すこと。

9. 排水工

(1) 排水施設

排水施設は、設計図面に示す大きさと施工し、基礎の転圧、埋め戻しを十分に行うこと。

また、布設縦断勾配は設計図面に従うものとするが、排水に支障が生じられる場合、工事監督員と協議を行い、変更施工すること。

(2) 集水枳

集水枳は、設計図面の位置に従って設けること。側溝、暗渠等の接合部分は、モルタルにて十分に密着させること。また、グレーチング等の蓋は設計図面に従って設けること。

第2節 特記事項

1. 貯留構造物工

貯留構造物は、処分場の重要構造物であり、良質土を用いて、堅固な構造物として構築すること。また、貯留構造物は、均一型土えん堤であり、仕様は、以下のとおりである。

【貯留構造物の仕様】

- ・高さ：5.0m（埋立地外周法面の1段目の高さと同じ）
- ・天端幅：3.0m
- ・前面法面勾配：2.5
- ・背面の法面勾配：2.0
- ・背面の法尻にふとんかごを設置
- ・埋戻し土は沈砂池に向け5%以内の勾配を設ける

貯留構造物に用いる材料は、砂質土（「日本統一土質分類」における（S-M）（S-C）（S-O）（S-V）（SM）（SC）（SO）（SV））以外のものを採用し、法面部に礫及び砂は使用しないこと。

2. 造成工事

(1) 土工事

- ・盛土材は、現地発生土のうち良質な土砂を用いることとし、事前に室内試験等を行い設計の安定計算で使用している土質定数との整合をとること。室内試験の結果、設計で想定している土質定数が確保できない場合は、工事監督員と協議を行うこと。
- ・盛土工に先立ち、試験盛土を行い所要の締固め度が確保できることを確認すること。締固め度は、土木工事共通仕様書（鳥取県）に示す値を基本とすること。なお、この試験にかかる費用については受注者の負担とする。
- ・盛土の仕上げ面は、雨水排水勾配を考慮した施工を行うこと。
- ・盛土の品質管理は、土木工事共通仕様書（鳥取県）に従い、品質規定方式による締固め規定によって行うこと。
- ・土工量（掘削、盛土の実績量）は図面、計算書により把握すること。この場合の土質分類及び計算方法は工事監督員の確認を受けること。大きく運土計画が変更となる場合は工事監督員と協議とする。掘削面に湧水がある場合は、その対策を検討し工事監督員と協議を行い、対応策を決定すること。
- ・工事中の降雨時等には、土砂の流出防止、法面保護対策を講じること。
- ・構造物付近の転圧は、振動ローラ、タンパ等により入念に行うこと。
- ・切盛土法面については、崩壊の危険予測を常に行い、安全に心掛けること。
- ・最終処分場の遮水工を施工するための造成であることを念頭に、法面の整形、安全性

に配慮すること。また、造成工事計画について、使用重機を含め、施工計画を立案し、工事監督員の承諾を受けること。

特に竹根等、遮水シートの破損の可能性があるものについては、対応方針を十分に検討し、工事監督員と対応方針について協議すること。

- ・砂岩、泥岩を盛土材と使用する際は、スレーキングの可能性があることから、十分留意して施工すること。
- ・掘削は、構造物の施工に障害がないよう、必要に応じて土留工、締切工等により所定の深さまで掘り下げ、床付面は機械と人力を併用し平滑に仕上げ、地盤をかく乱しないようにすること。
- ・埋戻しは、作業に適した機材を用い、残留沈下が生じないよう十分突き固めること。
- ・地下水の状況を確認しながら、必要に応じて水替ポンプの配置、湧水対策を計画し、工事監督員に承諾を受けた後、設置を行うこと。
- ・掘削後、長期間放置される法面については、ブルーシート等による養生を行うこと（特に冬期）。

(2) プレロード工

土工事と並行し、プレロード工による地盤対策を行う。

- ・許容沈下量は 10.0 cm 以下とする。
- ・許容沈下量 10.0 cm 以下に必要な期間は、盛土完了後 1 ヶ月と想定している。
- ・沈下量の測定については、盛土材自体の圧密沈下と誤認しないよう注意すること。
- ・プレロード工は、詳細設計図書に示す箇所に必要な期間、盛土を行うことを基本とするが、現場状況に応じて、範囲や期間は見直しすること。
- ・プレロード中は、定期的に沈下量の測定を実施すること。沈下量の測定期間は以下を目安とする。

盛土施工期間中：1 回/日

盛土立上り後：1 回/3 日

- ・測定間隔は 20m～100m 間隔を目安とし、軟弱層が厚く沈下量が多く見込まれる範囲は 20m 間隔を基本として測定を行うこと。

また、必要に応じて一般廃棄物処分場内に沈下板を設置すること。

なお、実際の沈下量の測定方法や測定頻度等については、受注者と発注者で協議することとし、沈下板の設置等必要な経費については設計変更にて計上するものとする。

- ・プレロードによる沈下量の測定結果は、工事監督員に報告すること。
- ・沈下量測定の結果を踏まえて、代表地点における基礎地盤圧密沈下特性を算定し、供用後に想定される最大荷重が作用した時の沈下量を推定すること。推定には 1 次元圧密計算を用いることを基本とする。代表地点については、沈下量測定の結果沈下量が大きい地点を複数点選定する。

- ・沈下量測定の結果より沈下量の収束が確認され、供用後に推定される沈下量が施設の許容沈下量 10cm 以下となることが確認でき次第、盛土撤去し、通常の土工事を実施すること。
- ・沈下量の収束が確認されない場合、供用後に想定される沈下量が 10cm を超過する場合は、沈下計測を継続し、プレロード期間の延長やプレロードの盛土高の変更を検討すること。

3. 遮水工事

遮水工事は、生活環境保全の観点から極めて重要度の高い工事であるため、着手に先立ち詳細な施工計画書（シート割付図・シート施工要領書・シート試験計画書・布設順序図、漏水検知等を含む）を提出し、工事監督員の承諾を受けなければならない。

遮水シート材質は、本仕様書に示す品質以上である材料とし、工事監督員立会のうえで材料試験を行い、最終的な承諾を受けること。なお、遮水シートは、日本遮水工協会が認定した材料とすること（遮水シートについては再生品不可）。

(1) 遮水シートの規格等

使用する遮水シートは、上層・下層とも 1.5mm 厚のメタロセン系低密度ポリエチレンシート（LLDPE）で、次表の規格を満たすものとする。また、日本遮水工協会認定品であること。

なお、現場における接合部の漏水リスクを軽減するため、原反幅（幅つなぎ加工していない）が 5.0m 幅以上の製品を主使用材料とすること。

表2-2-1 遮水シートの規格

	項目		試験方法	規格値等
基本性能	外観		JIS A 6008	1 極端に湾曲していないこと 2 異常に起伏していないこと 3 異常に粘着していないこと 4 裂けた箇所、切断箇所、貫通した穴がないこと 5 凹み、異常に厚みの薄い箇所がないこと 6 層間に剥離している部分がないこと 7 異常な傷がないこと
	厚さ		JIS K 6250	1.5 mm 以上 平均値が公称厚さの-0～+15% 但し、測定値は-10%～+15%以内
	透水係数		JIS K 6250	1×10^{-9} cm/sec 相当以下
	引張性能	引張強さ	JIS L 1099	140 N/cm 以上
		伸び率	JIS K 6251	400 %以上
	引裂性能	引裂強さ	JIS K 6252	70 N 以上
	接合部強度性能	せん断強度	JIS K 6850	80 N/cm 以上
耐久性に係る特性	耐候性、紫外線変化性能※1	引張強さ比	JIS A 1415	80 %以上 = 112 N/cm 以上
		伸び率比	JIS A 1415	70 %以上 = 280 %以上
	熱安定性※	引張強さ比	JIS K 6257	80 %以上 = 112 N/cm 以上
		伸び率比	JIS K 6257	70 %以上 = 280 %以上
	耐ストレスクラッキング性		JIS K 6760	－

	耐薬品性（耐酸性※）	引張強さ比	JIS K 7114	80 %以上 = 112 N/cm 以上
		伸び率比	JIS K 7114	80 %以上 = 320 %以上
	耐薬品性（耐アルカリ性※）	引張強さ比	JIS K 7114	80 %以上 = 112 N/cm 以上
		伸び率比	JIS K 7114	80 %以上 = 320 %以上
	安全性（溶出濃度）		昭和 48 年環告 13 号 昭和 46 年環告 59 号	溶出試験において、地下水環境基準項目、水質環境基準要監視項目が基準値以下

※ 耐久性規格値 = 基本性能規格値×○○%

(2) 遮水シートの施工方法

遮水シートの施工は、日本遮水工協会が認定する 1 級又は 2 級遮水工施工技能者の資格を有し、十分な現場経験を有する技術者が行うものとし、施工方法は下記を基本とすること。なお、施工技術者の接合技能の程度は、施工経歴書その他、現場接合試験等によって監督員が確認する。

- ・接合は、原則として、自走式融着機で行うこと。融着幅は 40mm 以上とすること。
- ・接合条件（加熱温度、自走速度、ローラ押圧）を設定するために試験融着を実施すること。

ただし、気象条件に大きな差が生じる可能性がある場合には、都度、試験融着を実施しなければならない。

- ・3 重重ね部は、肉盛融着を行い補強する。
- ・4 重重ねの接合は行わないこと。

(3) 遮水シートの管理方法

遮水シートの管理方法は、以下のとおりとする。

- ・基盤調査：突起がある場合は、補修または除去すること。
- ・遮水シートの下地は、凹凸、段差、亀裂が存在しない安定した基盤とし、必要に応じて真砂土等により平滑に仕上げる。また、天候による劣化に対しても配慮すること。
- ・遮水シート割付図は、合理的な標準形状を決めて、現場の融着を最小限に留めること。また、重ね部は 3 枚重ねを限度とする。
- ・遮水シートの展張は、法面を上部から下部に向かって、ロープ、人力等で展張する。その時、シートに摩擦・衝撃等を与えないよう注意を払うこと。シートが泥油等で汚れている場合は、ウェス等で十分清掃し、除去すること。
- ・遮水シート接合は、自動式熱風溶着機の作業条件（熱風温度、溶着速度、ローラ押圧等）は、現場接合試験を行った上で、監督員と協議し決定すること。

(4) 遮水シートの接合部検査

遮水シートの接合部検査は、全延長を目視検査及び検査棒挿入検査、容器方式負圧検査、加圧式検査のいずれかの方法で検査するとともに、その検査記録を提出すること。

(5) 保護マット・遮光マットの規格等

使用する保護マット及び遮光マットの材質は、「反毛フェルト（JIS L 3204 の 3 種 4 号相当以上）」厚さ 10mm 以上」で、基本性能は次表の規格を満たすものとする。また、日本遮水工協会認定品であること。

保護マット・遮光マットの規格は、次のとおりとする。

表2-2-2 保護マット・遮光マットの規格

項 目		試験方法	規格値等
材質		－	合成繊維および合成樹脂
単位面積質量（目付量）		－	1,000 g/m ² 以上
強度	引張強さ	JIS L 1908	100 N/5cm 以上
	貫入抵抗	ASTM D 4833	500 N 以上
遮光性		JIS L 1055	95% 以上
耐久性	対候性	JIS A 1415	WS 形促進暴露試験 1000hr 暴露後の貫入抵抗試験で 500 N 以上
	遮光性	JIS L 1055	95 % 以上
安全性（溶出試験）		昭和 48 年環告 13 号 昭和 46 年総理府令 35 号	溶出試験において水質汚濁防止法に基づく排水基準の基準値以下であること

(6) 保護マット・遮光マットの施工方法

- ・人力で展張する。
- ・接合は、基本的に手動式熱風溶着機またはトーチバーナーで行うこと。
- ・重ね合わせ代は、100mm 以上とすること。

(7) 保護マット・遮光マットの特記事項

- ・下層保護マットは、地山表面に突起がないことを十分に確認した上で布設すること。
布設の際は、監督員による確認を行うこと。
- ・上層保護マットは遮水シートを十分に清掃した後に布設すること。
- ・保護マットは、保護土撒き出し後にも重ね合わせ長さが十分に取れるように布設すること（特に、地形が湾曲している部分や底面部）。

(8) ジオシンセティッククレイライナー

ジオシンセティッククレイライナーは、ベントナイト素材の保護マットであり、上部遮水シート破損時の止水効果を高めるため、自己修復機能を持つ材料である。ジオシンセティッククレイライナーは、最下段法面部及び貯留構造物部に布設すること。

使用するジオシンセティッククレイライナーは、次表基準を満たす日本遮水工協会の製品認定制度に基づく製品群の中から選定すること。

表2-2-3 ジオシンセティッククレイライナーの規格

項目	試験方法	規格値等
ベントナイト量	ASTM D 5993	4.0kg/m ² 以上
ベントナイト膨潤力	JBAS-104-77	20ml/2g 以上
透水係数	JIS A 1218	5.0×10 ⁻¹¹ m/sec 以下
引張強度	JIS 1908	縦 9.5kN/m 以上、横 9.0kN/m 以上
貫入抵抗	ASTM D 4833	500N 以上
安全性（溶出試験）	昭和 48 年環告 13 号 昭和 46 年総理府令 35 号	溶出試験において水質汚濁防止法に基づく排水基準の基準値以下であること

(9) ベントナイト混合土

ベントナイト混合土は、「基準省令」で定められている遮水構造の一層として、基準省令に示されている土質系遮水層の厚みおよび透水係数の基準を満足した仕様とする。

ベントナイト混合土の仕様は、次のとおりである。

- ・ベントナイト混合土の厚さ 50cm 以上、透水係数 1×10^{-6} cm/s 以下

また、ベントナイト混合土は、ベントナイトと混合母材である土砂から形成されるが、ベントナイト混合土の特性は、この 2 種類の材料によるところが大きいので以下のように仕様を設定する。

1) ベントナイト

ベントナイトは、ナトリウム型とカルシウム型に大きく分類され、ナトリウム型は膨潤性、増粘性、懸濁安定性に特に優れ、カルシウム型は粘結性に特に優れている。

ベントナイト混合土に用いるベントナイトに必要な特性は、膨潤性であることから、ナトリウム型ベントナイトを使用する。

また、ベントナイトにも様々な種類があるが使用実績の多い「メッシュ 250」と規定する。

2) 混合土砂

ベントナイト混合土の母材は、ベントナイト混合土の品質を均質に確保するために購入土を使用とする。

3) 添加量

ベントナイトの添加量は、15%程度を基本とする。また、施工前に配合試験を実施し、所定の透水係数が満足していることを確認した上で添加量を決定すること。

4) 養生

ベントナイト混合土について、止むを得ず製造したベントナイト混合土の養生が必要となる場合は、事前に工事監督員と対応方針を協議すること。

(10) 保護土に求める品質

保護土は、砂、真砂土、現場発生土等を使用し、遮水シートを破損させるような礫や鋭

利な異物が混入していないことを事前に確認すること。

また、法面部等の場所で保護土で覆うことが困難な場合には、遮土工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと、強度を有する不織布等の資材を用いること。

4. 電氣的漏えい検知システム

漏えい検知システムは、電氣的漏えい検知システムとし、施工に先立ち電極の設置位置、導電マットの設置有無及び材質、ジョイントボックスの設置位置などを示した施工計画書を提出し、工事監督員の承諾を受けること。また、電源は、浸出水処理施設の配電盤から配線、計測機器類は浸出水処理施設内に設置するため、浸出水処理施設工事受注者と協議、調整して施工すること。

基本システムは、以下のとおりである。

- ・形式：漏洩電流法もしくはインピーダンス法のいずれか
- ・検知対象：上層遮水シートの底面+法面部最下段(小段一段目)
- ・検知精度：4 m²以下（2m×2m範囲）
- ・解析システム性能：
 - ・漏水（損傷）の有無及び位置の解析は、完全自動計測。
 - ・毎日定時に自動計測が、実施可能。
 - ・解析結果はモニター上に表示。
 - ・損傷位置はX，Y座標系で表示されること。
 - ・システムに異常が生じた場合、モニター上に表示されること。
- ・システム構成：面電極一式、固定電極一式から構成され、機器の据付け、配線工事まで一式から構成されていること。
- ・中間層に設置する面電極は以下の仕様とする。
- ・材料：導電性を有した反毛フェルト
- ・機能：中間層マットの機能を有する

5. 地下水集排水施設工事

- ・地下水集排水施設の設置位置は、設計図書を基本とするが、土工事完了後の現場の状況より、その敷設位置、敷設延長等の見直し等を行うこと。併せて、将来実施するⅡ期施工も考慮した敷設位置を検討すること。
- ・切土法面部の湧水については、集排水管への導水を基本とするが、盛土法面にあっては、必要に応じて面状排水材の設置等を検討すること。
- ・使用する管材は、埋立層厚を考慮した強度を有するものを使用すること。また、継ぎ手管は本管と同一材質とすること。なお、有孔管の布設時は無孔部を下面にして施工すること。

- ・地下水集排水管のフィルター材は、十分な強度を有する材料を選定すること。また、管巻立材および埋め戻し土は十分締固めること。
- ・法面で特に湧水が多い場所が確認された場合は、工事監督員と協議し、地下水集排水施設の増設を検討すること。

6. 雨水集排水施設工事

- ・排水管は、原則として管頂接合とし、水勾配が確保されていることを確認のうえ施工を行うこと。また、造成地盤の排水勾配にも配慮すること。
- ・法面排水工の埋戻し土は、十分な転圧を行い、崩壊が生じないように考慮すること（必要に応じてソイルセメント、土のう等の使用も考慮すること）。
- ・排水工の基礎地盤は不等沈下等のおそれがないことを確認すること。
- ・排水工の目地は、沈下および漏水が生じないように施工するとともに、側溝の脇や基礎砂利部に雨水が流れないように十分な締固め、転圧を行うこと。
- ・排水路の規格形状は、水理計算の確認を行うこと。
- ・排水路敷設位置は、設計図書をもとに現場位置出しを行い、工事監督員の立会を受けること。併せて、将来実施するⅡ期施工も考慮した敷設位置を検討すること。
- ・雨水排水工の埋戻しは、マーキング等を行い、十分な締固めを行うこと。ただし、転圧時の構造物の破損には注意を払うこと。
- ・設計に計上がない場合でも、雨水集排水施設として必要と判断される場合は、工事監督員と協議のうえ施工すること。

7. 浸出水集排水施設工事

(1) 浸出水集排水施設工事

- ・浸出水集排水管は、設計図書に示されている管材と同等品以上のものを使用し、工事監督員の承諾を受けること。
- ・浸出水集排水管の設置位置は、設計図書を基本とするが、現場の状況より、その敷設位置、敷設延長等の見直し等を行うこと。併せて、将来実施するⅡ期施工も考慮した敷設位置を検討すること。
- ・浸出水集排水管は、原則として管頂接合とし、水路勾配が確保されていることを確認のうえ施工を行うこと。
- ・浸出水集排水管のフィルター材は、割栗石（50～150mm）を基本とするが、材料の入手が困難な場合は、工事監督員と協議を行うこと。
- ・浸出水集排水管のフィルター材の巻き立てにあたっては均等に締固めを行い、遮水工を破損しないよう十分注意すること。
- ・浸出水集排水管上を車両、重機が移動する場合は、土砂等で養生を行った上を通行す

ること。土砂で養生する場合は厚さ 70cm 以上とすること。

- ・浸出水集排水管が遮水シートを貫通する部分は、浸出水の漏水が生じないように注意して施工を行うこと。

(2) 集水ピット工事

- ・集水ピットの施工は、構造を十分理解したうえで躯体打設計画を含めた施工計画を立案し、工事監督員の承諾を受けた後に着工すること。躯体打設計画は、その他工事との兼ね合いも考慮すること。
- ・集水ピットの基礎部は、岩着の確認、必要地耐力を確認した後、均しコンクリートの打設を行うこと。また、均しコンクリートを打設するにあたり、基礎砂利が必要と判断される場合は、工事監督員と協議すること。
- ・集水ピットには、別途発注工事である浸出水処理施設工事でポンプ等のプラント設備が設置されるため、施工にあたって十分協議、調整を行うこと。また、スラブ開口位置については、設計図にある位置で問題がないことを浸出水処理施設工事業者に確認をとること。
- ・集水ピット打設後、埋戻しを行う前に水張試験を行うこと。試験は、日本下水道事業団編著「土木工事必携 土木工事一般仕様書」第 1001 条に従って行うこと。試験後、補修を行う必要がある場合は補修要領書（漏水箇所・状況・補修方法・工程等）を策定し、工事監督員の承諾を得た後に施工すること。
- ・補修工事は、補修前、後の写真等を記録として残すこと。なお、水張試験、補修にかかる費用はすべて受注者が負担すること。
- ・防食工の施工は、事前に施工計画書を提出し、工事監督員の承諾を得ること。
- ・集水ピット掘削時、地下水が発生した場合は、必要において水替え工を行うこと。また、掘削施工中、設計掘削勾配では法面の安定性に問題があると判断される場合は、速やか工事監督員に報告し、その後の対応を協議すること。
- ・集水ピットの埋戻し法面は遮水工を布設するため、十分に締固めを行うこと。特に、埋戻し法面と切土法面の境界は、不等沈下等が発生しないよう注意すること。
- ・遮水シート布設完了後、雨水が浸出水集水ピットへ流入することになるため、浸出水処理施設工事の施工範囲であるポンプが稼動するまでは、雨水を地下水ピットへ排水できるようにしておくこと。この地下水ピットへの排水工の閉塞時期については、工事監督員の指示に従うこと。

8. 埋立ガス処理施設工事

- ・法面ガス抜き管は、設計図面に従って布設を行うこと。
- ・ガス抜き立上げ管は、浸出水集排水管の上部に設置するため、施工に際して細心の注意を払うこと。また、ガス抜き立上げ管には、保護土からの高さを明示すること。

- ・ガス抜き管の先端部は有孔キャップで処理するが、雑物が入らない孔径とすること。

9. 道路工事

- ・土砂流出防止対策、仮設道路等については着工前に工事監督員と協議を行うこと。
 - ・道路工事において、遮水シート等を破損しないよう十分注意して施工すること。
 - ・浸出水処理施設工事で施工する排水管および給水管の敷設について、これらの管の敷設位置が道路盛土下となる部分は、本工事で管の敷設を行う可能性がある。なお、その場合敷設を行う範囲、管端部の処理方法については、施工前に工事監督員と協議を行うこと。
 - ・舗装は、現場 CBR 試験を実施し、設計図面に示す舗装構成で問題ないことを工事監督員と協議、確認したうえで施工すること。
- なお、舗装の実施時期は工事監督員と事前協議のうえ決定すること。

10. 門設備工事

門設備は、設計図面を基本として位置出しを行い、監督職員の立会いにより決定すること。

11. タイヤ洗浄設備工事

- ・タイヤ洗浄設備の位置は、設計図面を基本として位置出しを行い、監督職員との協議の上決定すること。その際、設置位置が変更となった場合、設計変更の対象とする。
- ・タイヤ洗浄設備からの排水は、浸出水処理施設に放流できる構造とすること。また、タイヤ洗浄設備には周辺からの雨水が極力入らないようにすること。
- ・タイヤ洗浄設備から浸出水処理施設までの排水管は、水密性を保てる構造とすること。
- ・タイヤ洗浄設備への給水設備は、浸出水処理施設工事で設置するため、施工に先立ち、同工事受注者と協議、調整を行うこと。

12. 準備工事

- ・積算根拠資料に添付している伐竹の範囲は想定であり、実際の作業前に必要範囲を確認すること。
- ・竹や草などの伐開、除根の作業・集積・積込（現場内小運搬含む）は共通仮設費率に含むものとし、運搬費・処分費は積上げ計上とする。
- ・伐開、除草の範囲については、工事監督員と現場立会いを行い決定すること。なお、工事の施工上、設計外の樹木等を伐採する必要がある場合は工事監督員の確認を受け、伐採した木の処分については工事監督員の指示を受けること。
- ・運搬費、処分費は想定であり、想定数量を超える見込みがある場合は事前に工事監督

員に対応方針を協議すること。

- ・伐採した木は、有効利用を考慮すること。
- ・既存構造物で工事に支障をきたすものは、工事監督員と協議を行い撤去できるものとする。撤去して発生した廃棄物については、廃棄物処理法に従い処分すること。

13. 仮設工事

- ・工事着工前に作成した仮設計画は、工事の進捗にともない必要に応じて見直しを行うこと。
- ・工事中の土砂流出防止に対する計画を立てること。
- ・仮設道路は、現場の施工状況等により、必要に応じて敷鉄板、砕石道路の設置を検討すること。
- ・現場内を通行した車両が、場外に泥等を落すことを避けるため、泥落とし機の設置、仮設の洗車設備の設置等を行うこと。この場合、必要に応じて排水処理を行うこと。

第3章 工事区分

土木施設工事と浸出水処理施設等工事の工事区分を次表に示す。

表3-1-1 工事区分

工 種		土木施設工 事	浸出水処理施 設等工事
施設	産業廃棄物管理型最終処分場		
	埋立地（貯留構造物、遮水工等）	●	
	浸出水処理施設（水処理棟建屋含む）		●
	計量棟（トラックスケール含む）		●
造成・外構	浸出水処理施設廻りの造成		●
	浸出水処理施設廻りの舗装工事		●
	計量棟廻りの造成	●	
	計量棟廻りの舗装工事	●	▲
	屋外照明（水処理棟及び計量棟周辺）		●
	搬入道路（県道取付道路）	●	
	散水設備は、別工事		
設備	浸出水処理施設（浸出水調整槽と一体で本施設）		
	建築工事基礎工事（掘削、仮設、地盤改良、埋戻し等）		●
	水槽工事（防水、防食塗装、水張試験含む）		●
	建築本体工事		●
	建築設備（機械、電気）工事		●
	プラント機械設備工事、配管工事		●
	プラント電気・計装設備工事		●
	浸出水調整槽（浸出水処理施設と一体で本施設）		●
	躯体工事、タラップ、防食塗装、マンホール蓋		●
	ポンプ等の機械設備（機械基礎、配管工事等含む）		●
	電気設備（盤、機械基礎、配線、計装設備工事含む）		●
	上記の架台、機械開口蓋等		●
	埋立地		
	浸出水集水ピット		
	躯体工事、タラップ、中間ステージ、防食塗装、マンホール蓋	●	
	ポンプ等の機械設備（機械基礎、配管工事等含む）		●
	電気設備（盤、機械基礎、配線、計装設備工事含む）		●
	機械開口蓋等 材料	●	
	同上 据付（開口箇所は、要確認）	●	
	門型吊上架台等		●
	洗車場への給水設備		●
ユーティリティ	電気 引込、架空配線		●
	用水 既存上水配管より分岐し給水		●
	浸出水処理水の排水		●
その他	水処理施設の実施設計		●
	水処理施設の試運転の実施		●
	性能試験の実施		●
	運転指導の実施（施設の立ち上げ含む）		●

関係法令等の許可等の種類及び手続きの実施状況

令和8年8月末日時点

法令名	関係条文 (必要手続き等)	手続き 必要性 の有無	確認年月日 確認相手	手続き状況
国土利用計画法	第23条(権利の移転等の届出)	有	R5. 8. 31 米子市都市創造課	・土地取引契約締結後2週間以内に届出書を提出。 ・手続き中
都市計画法	第29条(開発行為の許可申請)	無	H30. 7. 31 米子市建築相談課	・事前協議の結果、許可不要。
公有水面埋立法	第2条(埋立の免許)	無	—	—
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第10条(対象建設工事の届出)	有	H28. 9. 29 米子市建築相談課 (元:建築指導課)	・工事着手の7日前までに届出予定。
農地法	第4条(転用許可申請・届出)	無	—	—
	第5条(転用目的での権利移転の許可申請・届出)	有	H28. 6. 21 西部総合事務所農林業振興課	・許可済み。
農業振興地域の整備に関する法律	第13条(農業振興区域整備計画の変更)	有	H28. 9. 21 米子市農林課	・変更済み。
	第15条の2(開発行為の許可申請)	無	R1. 12. 17 米子市農林課	—
道路法	第24条(道路工事の施工の承認申請)	有	H28. 10. 6 西部総合事務所維持管理課	・工事着手までに申請予定。
	第32条(道路の占用の許可申請)	有	H28. 10. 6 西部総合事務所維持管理課	・工事着手までに申請予定。
米子市法定外公共物管理条例	第4条(法定外公共物の占用許可申請) 第9条(法定外公共物の敷地内での行為の許可申請)	有	H28. 9. 29 米子市維持管理課	・第4条該当なし。 ・第9条該当なし。
河川法	第24条(河川区域の占用許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課	—
	第26条(河川区域の工作物の新築等の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課	—
	第27条(河川区域の土地の掘削等の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課	—
	第55条(河川保全区域における行為の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課	—
	第57条(河川予定地における行為の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課	—
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課	—
地すべり等防止法	第18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課	—
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条第1項(土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の許可)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課	—
砂防法	第4条(砂防指定地における行為の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課	—
森林法	第10条の2(開発行為の許可)	有	H28. 7. 6 西部総合事務所農林業振興課	・許可済み (許可条件あり)
	第27条(保安林の指定解除申請)	無	H28. 6. 21 西部総合事務所農林業振興課	—
	第34条(保安林における立木伐採の許可申請)	無	H28. 6. 21 西部総合事務所農林業振興課	—
土地改良法施行令	第59条(他目的への使用等承認申請)	無	—	—
土地区画整理法	第76条(土地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請)	無	H28. 9. 30 米子市都市創造課 (元:都市計画課)	—
文化財保護法	第93条(周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出)	有	H28. 7. 11 届け出済み R4. 4. 19 米子市文化振興課	・R4年3月本調査実施済み。(百塚88号古墳) ・水処理施設用地は米子市による本調査が必要。
	第125条(現状変更等の許可申請)	無	H28. 6. 7 米子市文化振興課(元:教育委員会事務局)	—
自然公園法	第20条第3項(特別地域における行為の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所生活安全課	—
	第33条(普通地域における行為の届出)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所生活安全課	—
自然環境保全法	第25条(特別地域における行為の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所生活安全課	—
	第27条(海中特別地域における行為の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所生活安全課	—
	第28条(普通地域における行為の届出)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所生活安全課	—
都市公園法	第6条(都市公園の占用の許可申請)	無	H28. 6. 16 西部総合事務所建築住宅課 H28. 9. 29 西部総合事務所維持管理課	—
土壌汚染対策法	第4条第1項(土地の形質の変更の届出)	有	H28. 10. 5 西部総合事務所環境・循環推進課	・R8. 1. 19 届出済み。
景観法	第16条(行為着手前の届出)	有	R7. 1. 17 米子市建設相談課	・着手30日前までに届出で予定。
鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例		要確認		・工事現場内以外に土砂のストックヤードを設ける場合必要となる場合がある。